

放送法及び電波法の一部を改正する法律要綱

第一 放送法の一部改正関係

(第一条関係)

一 日本放送協会による放送番組等の提供の業務に関する事項

1 日本放送協会（以下「協会」という。）は、放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報を電気通信回線を通じて一般の利用に供する等の業務を行うことができることとする。

2 協会は、1の業務を行おうとするときは、実施基準を定め、総務大臣の認可を受けなければならないこととする。

3 総務大臣は、2の認可を受けた実施基準が認可基準に該当しないと認めるときは、協会に対し、実施基準を変更すべき旨の勧告をすることができることとする。協会は当該勧告に従わなかったときは、実施基準の認可を取り消すことができることとする。

4 協会は、1の業務の実施の状況について定期的な評価を行うとともに、その結果に基づき当該業務の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととする。

5 協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の放送番組及びその編集上必要な資料を放送事業者に提供することができることとする。

二 協会国際衛星放送に係る手続の簡素化その他手続の整備に関する事項

1 国際放送及び協会国際衛星放送の開始、休止及び廃止にあつては、経営委員会が軽微と認めた事項について、経営委員会の議決を不要とすること。

2 協会の基幹放送局又は放送の業務の廃止又は休止に係る次の場合について、当該廃止又は休止を事後の届出制とすること。

(1) 不可抗力による場合

(2) 一の外国の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送の放送区域の全部が当該一の外国の放送局以外の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送の放送区域に含まれる場合等において当該一の外国の放送局を用いて行われる協会国際衛星放送の場合

3 外国の放送局を用いた国際放送の開始、休止及び廃止を事後の届出制とすること。

三 経営基盤強化計画の認定に係る制度に関する事項

1 総務大臣は、国内基幹放送に係る放送対象地域のうち、国内基幹放送の役務に対する需要の減少その他の経済事情の変動により放送系の数の目標を達成することが困難となるおそれがあり、かつ、当該目標を変更することが放送系の数に関する放送対象地域間における格差その他の事情を勘案して適切でないと認められるものを、指定放送対象地域として指定することができることとする。

2 指定放送対象地域に係る国内基幹放送を行う基幹放送事業者は、単独で又は他の国内基幹放送事業者と共同して、業務の合理化、組織の再編成その他の行為による業務の効率の向上を通じて収益性の向上を図る経営基盤強化に関する計画（以下「経営基盤強化計画」という。）を作成し、これを総務大臣に提出して、その認定を受けることができることとする。

3 2の認定に係る経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者のうち指定放送対象地域に係る国内基幹放送の業務を行うものは、基幹放送の業務の認定の更新等を申請した場合における当該認定の更新等の要件について、当該申請に係る認定の更新等を拒否したとしても、当該国内基幹放送に係る放送対象地域における放送系等の数の目標を達成することができると認められる場合を除き、業務を維持するに足りる経理的基礎があることの要件に該当することを不要とすること。

4 認定に係る経営基盤強化計画を提出した国内基幹放送事業者が、当該計画に従って特定放送番組同

一化を行う場合について、放送法の規定に関する次の特例を設けることとする。

(1) 二以上の当該国内基幹放送事業者が、共同して第六条第一項の放送番組審議機関を置くことができることとする。

(2) 第九十二条の規定の適用について、当該国内基幹放送事業者は、特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域を併せて一の放送対象地域とみなした場合における当該みなされた一の放送対象地域において、当該二以上の国内基幹放送のいずれかがあまねく受信できるように努めるものとする。

(3) 第六十三条の規定の適用について、認定放送持株会社の関係会社である当該国内基幹放送事業者は、特定放送番組同一化の対象となる二以上の国内基幹放送に係るそれぞれの放送対象地域を併せて一の放送対象地域とみなした場合における当該みなされた一の放送対象地域における多様な放送番組に対する需要を満たすため、当該みなされた一の放送対象地域向けに自らが制作する放送番組を有するように努めるものとする。

四 認定放送持株会社及び基幹放送の業務の認定に関する事項

1 特定役員の定義を、法人等の役員のうち、当該法人等の業務の執行に対し相当程度の影響力を有する一定の者とする。

2 支配関係の定義を、次のいずれかに該当する関係とすること。

(1) 一の者及び当該一の者と特別の関係にある者が有する法人等の議決権の数の当該法人等の議決権の総数に占める割合が十分の一以上三分の一以下の範囲内の一定の割合を超える場合における当該一の者と当該法人等の関係

(2) 一の法人等の特定役員で他の法人等の特定役員の地位を兼ねる者の数の当該他の法人等の特定役員の総数に占める割合が五分の一以上三分の一以下の範囲内の一定の割合を超える場合における当該一の法人等と当該他の法人等との関係

(3) 一の者が株式の所有、役員の兼任等を通じて法人等の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある一定の場合における当該一の者と当該法人等の関係

3 関係会社の定義を、会社が他の会社に対して支配関係を有する場合における当該他の会社とするこ

と。

4 一以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をその子会社とする会社であつて、二以上の基幹放送事業者をその関係会社とする会社等は、総務大臣の認定を受けることができることとする。

5 4の認定に関する持株会社の資産要件について、申請対象会社の子会社である基幹放送事業者の株式の取得価額その他当該基幹放送事業者の適切な経営管理を行うために必要な資産の額の合計額の当該申請対象会社の総資産の額に対する割合が、常時、百分の五十を超えることが確実であると見込まれることとする。

6 総務大臣が認定放送持株会社の関係会社について第九十三条第一項の規定による基幹放送の業務の認定等の審査を行う場合において適用する同項第四号の規定の適用については、当該認定放送持株会社の関係会社であることの特性を勘案したものとすること。

五 その他規定の整備をすること。

第二 電波法の一部改正関係

(第二条関係)

一 地上基幹放送をする無線局の免許等の外国性の制限に係る欠格事由について、日本国籍を有しない人等が特定役員であるもの等とすること。

二 その他規定の整備をすること。

第三 その他

一 この法律の施行期日、経過措置等について定めること。

(附則関係)